

岐阜県公報

号外(一) 平成二十四年十一月二十日

目次

告示

平成二十四年度岐阜県一般会計補正予算の要領

(財政課)

ページ

告示

岐阜県告示第五百二十二号S二

平成二十四年十一月十六日付けをもって、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の規定により専決処分した平成二十四年度岐阜県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

平成二十四年十一月二十日

岐阜県長 中田 謙

平成二十四年度岐阜県一般会計補正予算（第3号）

平成二十四年度岐阜県一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,069,870千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ758,536,427千円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表

歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入 款	項	支出 金	託 金	既定額	補正額	計
9	国庫	支出	金	76,812,658	1,069,870	77,882,528
3	委	託	金	1,339,890	1,069,870	2,409,760
補正されなかった款項に係る額				680,653,899		680,653,899

歳入合計	757,466,557	1,069,870	758,536,427
歳出			
款			
2 総務費	44,430,272	1,069,870	45,500,142
5 選挙費	899,144	1,069,870	1,969,014
補正されなかつた款項に係る額	713,036,285		713,036,285
歳出合計	757,466,557	1,069,870	758,536,427

平成二十四年十一月二十日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社